

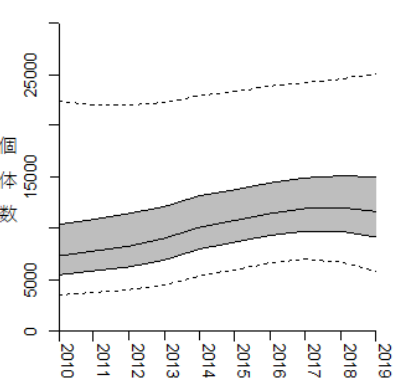
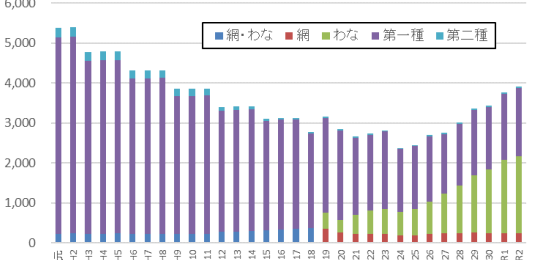


現計画	達成状況	新計画策定方針																																																																																										
<p>名称 第二期宮城県ニホンジカ管理計画</p>		<p>第三期宮城県ニホンジカ管理計画</p>																																																																																										
<p>計画期間 平成29年4月1日から平成34年3月31日まで（5年間） （第12次鳥獣保護管理事業計画期間内）</p>		<p>令和4年4月1日から令和9年3月31日まで（5年間） （第13次鳥獣保護管理事業計画期間内）</p>																																																																																										
<p>計画対象区域 全県を対象とする。ただし、金華山を除く。 原住地域＝牡鹿半島（下図⑤） 拡大地域A＝牡鹿半島周辺部（下図④） 拡大地域B＝気仙沼市北部（下図①） 侵出抑制地域＝登米市・南三陸町・気仙沼市南部（下図②, ③） 警戒地域＝石巻市, 女川町, 気仙沼市, 南三陸町及び登米市以外の市町村</p> 	<p>捕獲圧の強化等により生息域の拡大防止に努めてきたが、現計画の侵出抑制地域である南三陸町や登米市東部ではニホンジカが定着している状況にある。 また、県内陸北部の大崎市や栗原市でも目撃情報があるほか、ここ数年は捕獲されることもあり、これらの地域におけるニホンジカの侵出・定着が危惧される。</p>	<p>●現在の生息状況に合わせて地域を変更する（原則として市町村境を境界とする。） 全県を対象とする。ただし、金華山を除く。 原住地域＝牡鹿半島（前期計画⑤と同じ） 拡大地域A＝石巻市・女川町（原住地域を除く） 拡大地域B＝気仙沼市・南三陸町・登米市（北上川より東部） 侵出抑制地域＝登米市（北上川より西部）・栗原市・大崎市 警戒地域＝上記地域以外の地域</p> 																																																																																										
<p>管理の目標 (1) 目標の設定 ・原住地域： 当面の目標は生息密度10頭/km²以下、生息数1,000頭以下を目指す ・拡大地域A： 原住地域からの侵出を抑制、生息密度10頭/km²以下を目指す ・拡大地域B： 他県からの侵出を抑制、3～5頭/km²以下を目指す ・侵出抑制地域： 生息密度1～2頭/km²以下を目指す ・警戒地域： 生息密度1頭/km²以下を目指す</p>	<p>○ 階層ベイズ法による個体数推定 令和元年度末の推定個体数の中央値 11,693 頭 (95%信頼区間: 5,782～25,059)</p> <table border="1" data-bbox="1023 1155 1602 1512"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>2.5%点</th> <th>25%点</th> <th>50%点</th> <th>75%点</th> <th>97.5%点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>2010</td><td>3,563</td><td>5,488</td><td>7,352</td><td>10,441</td><td>22,350</td></tr> <tr><td>2011</td><td>3,811</td><td>5,866</td><td>7,812</td><td>10,896</td><td>22,059</td></tr> <tr><td>2012</td><td>4,093</td><td>6,301</td><td>8,312</td><td>11,434</td><td>22,062</td></tr> <tr><td>2013</td><td>4,579</td><td>6,949</td><td>9,025</td><td>12,161</td><td>22,256</td></tr> <tr><td>2014</td><td>5,436</td><td>7,959</td><td>10,099</td><td>13,201</td><td>22,952</td></tr> <tr><td>2015</td><td>6,025</td><td>8,638</td><td>10,787</td><td>13,814</td><td>23,318</td></tr> <tr><td>2016</td><td>6,679</td><td>9,362</td><td>11,507</td><td>14,503</td><td>23,855</td></tr> <tr><td>2017</td><td>7,016</td><td>9,784</td><td>11,976</td><td>14,937</td><td>24,193</td></tr> <tr><td>2018</td><td>6,768</td><td>9,728</td><td>12,043</td><td>15,141</td><td>24,548</td></tr> <tr><td>2019</td><td>5,782</td><td>9,138</td><td>11,693</td><td>15,074</td><td>25,059</td></tr> </tbody> </table>  <p>○警戒地域を除く地域の推定生息密度（令和元年度末時点）</p> <table border="1" data-bbox="1098 1554 1914 1911"> <thead> <tr> <th>管理計画区域</th> <th>推定個体数 中央値(頭)</th> <th>森林面積 (km²)</th> <th>生息密度 (頭/km²)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>拡大区域B</td><td>1,413</td><td>112.32</td><td>12.58</td></tr> <tr><td>侵出抑制区域</td><td>2,691</td><td>523.76</td><td>5.14</td></tr> <tr><td>拡大区域A</td><td>5,118</td><td>171.54</td><td>29.84</td></tr> <tr><td>原住区域</td><td>2,309</td><td>94.94</td><td>24.32</td></tr> <tr><td>合計</td><td>11,532</td><td>902.56</td><td>12.78</td></tr> </tbody> </table>	年度	2.5%点	25%点	50%点	75%点	97.5%点	2010	3,563	5,488	7,352	10,441	22,350	2011	3,811	5,866	7,812	10,896	22,059	2012	4,093	6,301	8,312	11,434	22,062	2013	4,579	6,949	9,025	12,161	22,256	2014	5,436	7,959	10,099	13,201	22,952	2015	6,025	8,638	10,787	13,814	23,318	2016	6,679	9,362	11,507	14,503	23,855	2017	7,016	9,784	11,976	14,937	24,193	2018	6,768	9,728	12,043	15,141	24,548	2019	5,782	9,138	11,693	15,074	25,059	管理計画区域	推定個体数 中央値(頭)	森林面積 (km ²)	生息密度 (頭/km ²)	拡大区域B	1,413	112.32	12.58	侵出抑制区域	2,691	523.76	5.14	拡大区域A	5,118	171.54	29.84	原住区域	2,309	94.94	24.32	合計	11,532	902.56	12.78	<p>●現計画の管理目標を引き続き管理目標とする。 ・原住地域： 当面の目標は生息密度10頭/km²以下を目指す、生息数1,000頭以下を目指す ・拡大地域A： 原住地域からの侵出を抑制、生息密度10頭/km²以下を目指す ・拡大地域B： 他県からの侵出を抑制、3～5頭/km²以下を目指す ・侵出抑制地域： 生息密度1～2頭/km²以下を目指す ・警戒地域： 生息密度1頭/km²以下を目指す</p>
年度	2.5%点	25%点	50%点	75%点	97.5%点																																																																																							
2010	3,563	5,488	7,352	10,441	22,350																																																																																							
2011	3,811	5,866	7,812	10,896	22,059																																																																																							
2012	4,093	6,301	8,312	11,434	22,062																																																																																							
2013	4,579	6,949	9,025	12,161	22,256																																																																																							
2014	5,436	7,959	10,099	13,201	22,952																																																																																							
2015	6,025	8,638	10,787	13,814	23,318																																																																																							
2016	6,679	9,362	11,507	14,503	23,855																																																																																							
2017	7,016	9,784	11,976	14,937	24,193																																																																																							
2018	6,768	9,728	12,043	15,141	24,548																																																																																							
2019	5,782	9,138	11,693	15,074	25,059																																																																																							
管理計画区域	推定個体数 中央値(頭)	森林面積 (km ²)	生息密度 (頭/km ²)																																																																																									
拡大区域B	1,413	112.32	12.58																																																																																									
侵出抑制区域	2,691	523.76	5.14																																																																																									
拡大区域A	5,118	171.54	29.84																																																																																									
原住区域	2,309	94.94	24.32																																																																																									
合計	11,532	902.56	12.78																																																																																									

現計画	達成状況	新計画策定方針																																																																																																
<p>(2) 目標を達成するための方策</p> <p>① 捕獲目標の設定</p> <p>年間の捕獲目標を牡鹿半島及びその周辺部では1,700頭以上、気仙沼地域については220頭以上とする。</p> <p>なお、捕獲目標は生息密度調査結果やベイズ法等による暫定的に算出したものであることから、生息数調査の都度、捕獲目標を見直すこととする。</p>	<p>牡鹿半島及びその周辺部（東部管内）の捕獲頭数は平成30年度以降、気仙沼地域については現計画以前から捕獲目標を上回っている。</p> <p>捕獲実績（狩猟を除く）</p> <table border="1" data-bbox="1151 289 1872 600"> <thead> <tr> <th>市町村</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2(速報値)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石巻市</td> <td>521</td> <td>501</td> <td>802</td> <td>1,286</td> <td>1,563</td> <td>1,663</td> <td>2,820</td> </tr> <tr> <td>東松島市</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>女川町</td> <td>147</td> <td>151</td> <td>210</td> <td>253</td> <td>378</td> <td>338</td> <td>554</td> </tr> <tr> <td>東部管内計</td> <td>669</td> <td>652</td> <td>1,012</td> <td>1,540</td> <td>1,941</td> <td>2,001</td> <td>3,375</td> </tr> <tr> <td>気仙沼市</td> <td>322</td> <td>654</td> <td>632</td> <td>711</td> <td>691</td> <td>1,015</td> <td>1,076</td> </tr> <tr> <td>南三陸町</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>38</td> <td>88</td> <td>124</td> </tr> <tr> <td>気仙沼管内計</td> <td>325</td> <td>654</td> <td>637</td> <td>716</td> <td>729</td> <td>1,103</td> <td>1,200</td> </tr> <tr> <td>登米市</td> <td>8</td> <td>7</td> <td>15</td> <td>36</td> <td>55</td> <td>42</td> <td>81</td> </tr> <tr> <td>登米管内計</td> <td>8</td> <td>7</td> <td>15</td> <td>36</td> <td>55</td> <td>42</td> <td>81</td> </tr> <tr> <td>その他市町村</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>13</td> <td>21</td> <td>51</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,002</td> <td>1,313</td> <td>1,664</td> <td>2,293</td> <td>2,738</td> <td>3,167</td> <td>4,707</td> </tr> </tbody> </table>	市町村	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2(速報値)	石巻市	521	501	802	1,286	1,563	1,663	2,820	東松島市	1			1			1	女川町	147	151	210	253	378	338	554	東部管内計	669	652	1,012	1,540	1,941	2,001	3,375	気仙沼市	322	654	632	711	691	1,015	1,076	南三陸町	3	0	5	5	38	88	124	気仙沼管内計	325	654	637	716	729	1,103	1,200	登米市	8	7	15	36	55	42	81	登米管内計	8	7	15	36	55	42	81	その他市町村	0	0	0	1	13	21	51	合計	1,002	1,313	1,664	2,293	2,738	3,167	4,707	<p>●捕獲目標は毎年度作成する実施計画で作成</p> <p>現計画においては、5年間の計画期間の間に、捕獲目標に対する実際の捕獲数や推定生息数の乖離が大きくなった。</p> <p>現計画における捕獲目標は、計画策定時の階層ベイズ法に基づく推定生息数から算出されたものであり、毎年度実施する生息状況等調査等のモニタリング調査の都度、捕獲目標を見直すことが重要である。</p> <p>このことから、管理計画本文には具体的な捕獲目標は記載せず、毎年度作成する実施計画において、管理目標を達成するために必要な当該年度の捕獲目標を記載することとする。</p>
市町村	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2(速報値)																																																																																											
石巻市	521	501	802	1,286	1,563	1,663	2,820																																																																																											
東松島市	1			1			1																																																																																											
女川町	147	151	210	253	378	338	554																																																																																											
東部管内計	669	652	1,012	1,540	1,941	2,001	3,375																																																																																											
気仙沼市	322	654	632	711	691	1,015	1,076																																																																																											
南三陸町	3	0	5	5	38	88	124																																																																																											
気仙沼管内計	325	654	637	716	729	1,103	1,200																																																																																											
登米市	8	7	15	36	55	42	81																																																																																											
登米管内計	8	7	15	36	55	42	81																																																																																											
その他市町村	0	0	0	1	13	21	51																																																																																											
合計	1,002	1,313	1,664	2,293	2,738	3,167	4,707																																																																																											
<p>② 狩猟期間の延長</p> <p>狩猟による捕獲圧を高め、個体数の低減を図るため、警戒地域以外のシカの狩猟期間を11月15日から3月15日までとする。</p> <p>なお、当該区域は積雪が少なく2月中旬以降、山野等での人の活動が活発となることから、事故及びトラブル防止のための広報活動を行う。</p>	<p>2月15日までとなっている狩猟期間を平成20年度から2月末日までに延長し、平成25年度から3月15日まで延長している。狩猟期間の延長を行った結果、狩猟全体に占める割合は20～30%程度であり、捕獲圧強化に一定の効果があると考えられる。</p> <table border="1" data-bbox="1130 800 1893 1234"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>狩猟捕獲数 (①=②+③)</th> <th>通常期間捕獲数 (②)</th> <th>延長期間捕獲数 (③)</th> <th>延長期間捕獲数の割合 (④=③/①)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H20</td> <td>612</td> <td>519</td> <td>93</td> <td>15.2%</td> </tr> <tr> <td>H21</td> <td>927</td> <td>790</td> <td>137</td> <td>14.8%</td> </tr> <tr> <td>H22</td> <td>738</td> <td>589</td> <td>149</td> <td>20.2%</td> </tr> <tr> <td>H23</td> <td>760</td> <td>541</td> <td>219</td> <td>28.8%</td> </tr> <tr> <td>H24</td> <td>616</td> <td>512</td> <td>104</td> <td>16.9%</td> </tr> <tr> <td>H25</td> <td>651</td> <td>396</td> <td>255</td> <td>39.2%</td> </tr> <tr> <td>H26</td> <td>759</td> <td>537</td> <td>222</td> <td>29.2%</td> </tr> <tr> <td>H27</td> <td>532</td> <td>357</td> <td>175</td> <td>32.9%</td> </tr> <tr> <td>H28</td> <td>599</td> <td>399</td> <td>200</td> <td>33.4%</td> </tr> <tr> <td>H29</td> <td>554</td> <td>384</td> <td>170</td> <td>30.7%</td> </tr> <tr> <td>H30</td> <td>517</td> <td>395</td> <td>122</td> <td>23.6%</td> </tr> <tr> <td>R1</td> <td>384</td> <td>238</td> <td>146</td> <td>38.0%</td> </tr> <tr> <td>R2(速報値)</td> <td>404</td> <td>298</td> <td>106</td> <td>26.2%</td> </tr> </tbody> </table>	年度	狩猟捕獲数 (①=②+③)	通常期間捕獲数 (②)	延長期間捕獲数 (③)	延長期間捕獲数の割合 (④=③/①)	H20	612	519	93	15.2%	H21	927	790	137	14.8%	H22	738	589	149	20.2%	H23	760	541	219	28.8%	H24	616	512	104	16.9%	H25	651	396	255	39.2%	H26	759	537	222	29.2%	H27	532	357	175	32.9%	H28	599	399	200	33.4%	H29	554	384	170	30.7%	H30	517	395	122	23.6%	R1	384	238	146	38.0%	R2(速報値)	404	298	106	26.2%	<p>●拡充</p> <p>現計画ではイノシシの猟期は3月31日まで（うち、3月1日から3月31日までは「わな猟」及び「当該わなに掛かったイノシシを止めさしするための銃器の使用」のみ）、ニホンジカの猟期は3月15日までと異なっていたが、近年はイノシシとニホンジカの生息域が重複している地域が増えたことから、狩猟期間は両種で統一する。</p> <p>【新計画案】</p> <p>警戒地域以外のニホンジカの狩猟期間は11月1日から3月31日までとする（延長期間中（11月1日から11月15日及び2月15日から3月31日まで）の銃猟も可）。</p>																										
年度	狩猟捕獲数 (①=②+③)	通常期間捕獲数 (②)	延長期間捕獲数 (③)	延長期間捕獲数の割合 (④=③/①)																																																																																														
H20	612	519	93	15.2%																																																																																														
H21	927	790	137	14.8%																																																																																														
H22	738	589	149	20.2%																																																																																														
H23	760	541	219	28.8%																																																																																														
H24	616	512	104	16.9%																																																																																														
H25	651	396	255	39.2%																																																																																														
H26	759	537	222	29.2%																																																																																														
H27	532	357	175	32.9%																																																																																														
H28	599	399	200	33.4%																																																																																														
H29	554	384	170	30.7%																																																																																														
H30	517	395	122	23.6%																																																																																														
R1	384	238	146	38.0%																																																																																														
R2(速報値)	404	298	106	26.2%																																																																																														
<p>③ 狩猟頭数制限の緩和</p> <p>メスの捕獲を推進するため、狩猟による捕獲頭数制限は、残さ処理を適正に実施できる場合に限り、狩猟者1人当たりの1日の狩猟頭数を無制限とする（ただし、オスについては、1日1頭まで（わな猟については無制限）とする。）。</p>	<p>平成29年度に鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則が改正され、ニホンジカの捕獲頭数制限が解除された。</p>	<p>●文言削除（施行規則改正のため）</p>																																																																																																
<p>④ 特例休猟区の活用</p> <p>平成25年10月31日以降、県内に休猟区は指定されていない。今後、休猟区が指定される場合は、関係機関の合意の下、ニホンジカの狩猟ができる区域に指定するものとする。</p>	<p>県内の休猟区は下記のとおり設定されていたが、現在、指定されている区域はない。</p> <p>○真野・黒森山休猟区 2,650ha (H22.11.1～H24.10.31)</p> <p>○太田・飯野休猟区 2,468ha (H23.11.1～H25.10.31)</p>	<p>●継続</p> <p>平成25年10月31日以降、県内に休猟区は指定されていない。今後、休猟区が指定される場合は、関係機関の合意の下、ニホンジカの狩猟ができる区域に指定するものとする。</p>																																																																																																
<p>⑤ 狩猟鳥獣捕獲禁止区域の活用</p> <p>県内で指定されている鳥獣保護区のうち、ニホンジカによる被害が確認されている鳥獣保護区については、ニホンジカの捕獲を可能とし、それ以外の狩猟鳥獣の捕獲を禁止する「狩猟鳥獣捕獲禁止区域」への指定変更を行うことを検討する。</p>	<p>計画中に指定変更した地域はない。</p>	<p>●継続</p> <p>令和3年10月時点では、新計画期間中の指定変更の予定はないが、市町村等からの要望があれば、必要に応じて狩猟鳥獣捕獲禁止区域への指定変更を行う。</p>																																																																																																

現計画	達成状況	新計画策定方針																																																																																																																																										
<p>⑥ 鳥獣の管理を目的とした捕獲の推進</p> <p>「原住区域」，「拡大区域A」，「拡大区域B」及び「侵出抑制区域」においては，狩猟のみではなく，有害鳥獣捕獲や個体数調整を積極的に実施していくとともに，必要に応じて，県が鳥獣の数の調整の目的での捕獲を行う。また，「警戒区域」においては，実際に生活環境，農林水産業又は生態系に係る被害が現に生じている場合だけでなく，そのおそれがある場合（以下「予察」という。）についても，予察による被害防止の目的での捕獲許可を行い，頭数が増える前の早期捕獲に努めるものとする。</p>	<p>県内のニホンジカの捕獲は，長らく狩猟が主な捕獲方法であったが，平成 21 年度以降は狩猟による捕獲数が減少し，平成 26 年度以降，許可捕獲（有害・個体数調整）による捕獲数が狩猟を上回っている。</p> <table border="1" data-bbox="1003 317 1952 638"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>年度</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2(速報値)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">狩猟</td> <td>オス</td> <td>341</td> <td>266</td> <td>300</td> <td>352</td> <td>282</td> <td>254</td> <td>279</td> <td>214</td> <td>164</td> <td>173</td> </tr> <tr> <td>メス</td> <td>430</td> <td>343</td> <td>348</td> <td>397</td> <td>248</td> <td>344</td> <td>275</td> <td>214</td> <td>209</td> <td>221</td> </tr> <tr> <td>不明</td> <td>49</td> <td>7</td> <td>3</td> <td>10</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>89</td> <td>11</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">有害</td> <td>オス</td> <td>369</td> <td>241</td> <td>178</td> <td>451</td> <td>491</td> <td>725</td> <td>1,018</td> <td>1,148</td> <td>1,040</td> <td>1,936</td> </tr> <tr> <td>メス</td> <td>294</td> <td>295</td> <td>256</td> <td>440</td> <td>691</td> <td>789</td> <td>1,237</td> <td>1,071</td> <td>1,124</td> <td>2,157</td> </tr> <tr> <td>不明</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>9</td> <td>20</td> <td>702</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">個体数調整</td> <td>オス</td> <td>32</td> <td>50</td> <td>66</td> <td>61</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>メス</td> <td>18</td> <td>47</td> <td>41</td> <td>50</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">指定管理鳥獣捕獲等事業</td> <td>オス</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>87</td> <td>79</td> <td>14</td> <td>276</td> <td>146</td> <td>353</td> </tr> <tr> <td>メス</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>44</td> <td>71</td> <td>15</td> <td>223</td> <td>155</td> <td>258</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>1,533</td> <td>1,249</td> <td>1,192</td> <td>1,761</td> <td>1,845</td> <td>2,263</td> <td>2,847</td> <td>3,255</td> <td>3,551</td> <td>5,111</td> </tr> </tbody> </table>	区分	年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2(速報値)	狩猟	オス	341	266	300	352	282	254	279	214	164	173	メス	430	343	348	397	248	344	275	214	209	221	不明	49	7	3	10	2	1	0	89	11	10	有害	オス	369	241	178	451	491	725	1,018	1,148	1,040	1,936	メス	294	295	256	440	691	789	1,237	1,071	1,124	2,157	不明	0	0	0	0	0	0	9	20	702	3	個体数調整	オス	32	50	66	61	0	0	0	0	0	0	メス	18	47	41	50	0	0	0	0	0	0	指定管理鳥獣捕獲等事業	オス	0	0	0	0	87	79	14	276	146	353	メス	0	0	0	0	44	71	15	223	155	258	合計		1,533	1,249	1,192	1,761	1,845	2,263	2,847	3,255	3,551	5,111	<p>●継続</p> <p>原住地域・拡大地域 A 及び B・侵出抑制地域においては，捕獲圧を高めるために狩猟のみではなく，市町村による有害鳥獣捕獲や個体数調整を積極的に実施していくとともに，ICTを活用した捕獲技術の活用促進を図る。</p> <p>また，警戒地域においては，実際に生活環境，農林水産業又は生態系に係る被害が現に生じている場合だけでなく，そのおそれがある場合（以下「予察」という。）についても，積極的に予察による有害鳥獣捕獲を行い，頭数が増える前の早期捕獲に努めるものとする。</p> <p>さらに，県においても，市町村による捕獲とのすみ分けなどの調整を図り，指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する。</p>
区分	年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2(速報値)																																																																																																																																	
狩猟	オス	341	266	300	352	282	254	279	214	164	173																																																																																																																																	
	メス	430	343	348	397	248	344	275	214	209	221																																																																																																																																	
	不明	49	7	3	10	2	1	0	89	11	10																																																																																																																																	
有害	オス	369	241	178	451	491	725	1,018	1,148	1,040	1,936																																																																																																																																	
	メス	294	295	256	440	691	789	1,237	1,071	1,124	2,157																																																																																																																																	
	不明	0	0	0	0	0	0	9	20	702	3																																																																																																																																	
個体数調整	オス	32	50	66	61	0	0	0	0	0	0																																																																																																																																	
	メス	18	47	41	50	0	0	0	0	0	0																																																																																																																																	
指定管理鳥獣捕獲等事業	オス	0	0	0	0	87	79	14	276	146	353																																																																																																																																	
	メス	0	0	0	0	44	71	15	223	155	258																																																																																																																																	
合計		1,533	1,249	1,192	1,761	1,845	2,263	2,847	3,255	3,551	5,111																																																																																																																																	
<p>⑦ 狩猟者の確保</p> <p>高齢化等による狩猟者の減少を受け，狩猟者の確保を図るため，狩猟免許制度の広報に努めるとともに，免許試験の休日開催や試験会場の複数化を実施する。また，個体数調整や有害鳥獣捕獲の担い手となり得る狩猟者確保のため，新たに狩猟免許の取得を目指す若年層等を対象に狩猟者育成講座を開設するなど，狩猟に関する教習体制の拡充を図るよう努める。</p> <p>さらに，狩猟免許の取得や更新経費への支援，市町村の有害捕獲担い手育成補助等を実施し，狩猟免許取得者増加に向けた取組を行うとともに，普及啓発や狩猟者育成支援のための取組を検討する。</p>	<p>○狩猟免許試験の休日，複数会場での実施</p> <p>平成 29 年度及び平成 30 年度：4 日間 7 会場で実施 令和元年度から令和 3 年度まで：5 日間 8 会場で実施</p> <p>○市町村等からの要望に応じて，わな免許限定の狩猟免許試験実施</p> <p>H29：柴田町，H30：丸森町，R1：栗原市，R2：大崎市，R3：大崎市</p> <p>○新人ハンター養成講座及び新米ハンターレベルアップ講座の実施</p> <p>狩猟者を確保し，その数を維持するため，狩猟に関心のある者等を対象に，狩猟に関する様々な知識及び技術を習得させる「新人ハンター養成講座」を開講しているほか，令和 2 年度からは狩猟免許は所持しているが経験が浅い者を対象にした「新米ハンターレベルアップ講座」を開講し，狩猟者確保に努めた。</p> <p>○狩猟免許の取得や更新経費への支援（有害鳥獣担い手支援事業）</p> <p>一般社団法人宮城県猟友会（新たに猟友会会員となった者及び猟友会会員）に対して狩猟免許の取得等に係る経費の一部や猟友会費を補助し，地域における有害鳥</p> <table border="1" data-bbox="1003 1312 2018 1451"> <thead> <tr> <th></th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新規会員</td> <td>107 人</td> <td>115 人</td> <td>138 人</td> <td>121 人</td> </tr> <tr> <td>継続会員</td> <td>873 人</td> <td>927 人</td> <td>967 人</td> <td>1,057 人</td> </tr> </tbody> </table> <p>獣捕獲隊員の確保を支援した。</p> <p>○市町村有害鳥獣捕獲担い手育成補助事業</p> <p>市町村職員が，当該市町村等が行う有害鳥獣捕獲等に従事することを前提に，当該職員の狩猟免許の取得等に係る経費の一部を補助</p> <p>（H30 年度に 3 町，R1 年度に 1 町に補助）</p> <p>狩猟免許所持者数の推移</p> 		H29	H30	R1	R2	新規会員	107 人	115 人	138 人	121 人	継続会員	873 人	927 人	967 人	1,057 人	<p>●継続</p> <p>既存の施策を継続することとし，狩猟免許の取得や更新経費への支援，市町村の有害捕獲担い手育成補助等の実施により，狩猟免許取得者増加に向けた取組を行うとともに，普及啓発や狩猟者育成支援のための取組を検討する。</p>																																																																																																																											
	H29	H30	R1	R2																																																																																																																																								
新規会員	107 人	115 人	138 人	121 人																																																																																																																																								
継続会員	873 人	927 人	967 人	1,057 人																																																																																																																																								

現計画	達成状況	新計画策定方針																																																																																																		
<p>⑧ 捕獲技術向上と普及</p> <p>牡鹿半島地域におけるシカの捕獲は銃猟によるものが主流であるが、わなによる捕獲を主に行っている地域もあり、猟法の如何を問わず捕獲技術の向上に努め、捕獲を推進していくことが重要である。</p> <p>また、捕獲が進んだ場合の個体の警戒心が高まることを想定し、複数の捕獲手法を確保するため、先進的な捕獲手法を含めて猟法の如何を問わず捕獲技術の向上に努め、捕獲を推進していくことが重要である。</p>	<p>ここ数年、わな猟によるニホンジカ捕獲数が急増している一方で、特にくくりわなに起因するカモシカやツキノワグマの錯誤捕獲が発生している。</p>	<p>●拡充</p> <p>ニホンジカをより効率的に捕獲するための先進的な手法の普及のほか、錯誤捕獲の予防や錯誤捕獲が生じた場合の対応に関する技術研修会の開催などを通じ、捕獲技術の向上を図る。</p>																																																																																																		
<p>(3) 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関する事項</p> <p>ニホンジカによる生活環境、農林業又は生態系に対する被害の動向、本県内におけるニホンジカの捕獲数及び生息数の動向、生息数と被害の関連性等の観点から、第二種特定鳥獣管理計画の目標を達成するため必要に応じて、既存の個体群管理のための事業に加え、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する。</p>	<p>平成 27 年度以降、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施し、捕獲数は年々増加している。</p> <table border="1" data-bbox="1003 577 1581 783"> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2 (速報値)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">指定管理 鳥獣捕獲等 事業</td> <td>オス</td> <td>87</td> <td>79</td> <td>14</td> <td>276</td> <td>146</td> <td>353</td> </tr> <tr> <td>メス</td> <td>44</td> <td>71</td> <td>15</td> <td>223</td> <td>155</td> <td>258</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>131</td> <td>150</td> <td>29</td> <td>499</td> <td>301</td> <td>611</td> </tr> </tbody> </table>  <p>令和 3 年度実施予定市町村 (8 市町)</p>			H27	H28	H29	H30	R1	R2 (速報値)	指定管理 鳥獣捕獲等 事業	オス	87	79	14	276	146	353	メス	44	71	15	223	155	258	合計	131	150	29	499	301	611	<p>●継続</p> <p>引き続き、事業実施について了承を得られた市町村を対象に、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する。</p>																																																																				
		H27	H28	H29	H30	R1	R2 (速報値)																																																																																													
指定管理 鳥獣捕獲等 事業	オス	87	79	14	276	146	353																																																																																													
	メス	44	71	15	223	155	258																																																																																													
	合計	131	150	29	499	301	611																																																																																													
<p>7 被害防除対策</p> <p>ニホンジカによる被害を軽減させるためには、捕獲圧を高め捕獲頭数を増やすだけでは課題を解決できず、エサ場や隠れ場となる耕作地・林地への侵入を防ぐ対策も重要である。</p> <p>このため、鳥獣部門と農林業部門との連携や専門家や研究機関等の支援を受けて、ニホンジカの生態に則した効果的な被害防除方法に関する情報の収集・普及に努めるほか、「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」(平成 19 年法律第 134 号。以下「鳥獣被害防止特措法」という。)に基づく鳥獣被害防止総合対策事業の活用により、集落や地区といったより大きな単位での計画的な電気柵等の防護柵の設置を推進する。</p> <p>農業については、普及指導員が地域ごとの鳥獣被害対策を支援するため、ニホンジカの生理生態や被害防止対策についての知識習得・向上を図り、情報の提供や助言を行う。また、車両との衝突事故は、道路周辺の平地や法面での採食・繁殖行動に起因していると考えられることから、併せて土木部門が所管する道路環境管理作業(除草作業等)の適正実施時期等を引き続き実施していくこととする。</p>	<p>平成 25 年度以降、ニホンジカによる農業被害額は 1,500 万円から 2,000 万円程度の間を推移しており、被害額の減少には至っていない。</p> <p>県内のニホンジカ農業被害金額(平成5年度以降)</p> <p>(単位:万円)</p> <table border="1" data-bbox="1003 1018 2018 1281"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H5</th> <th>H6</th> <th>H7</th> <th>H8</th> <th>H9</th> <th>H10</th> <th>H11</th> <th>H12</th> <th>H13</th> <th>H14</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被害金額</td> <td>150</td> <td>50</td> <td>0</td> <td>559</td> <td>100</td> <td>0</td> <td>40</td> <td>161</td> <td>400</td> <td>1,170</td> </tr> <tr> <th>年度</th> <th>H15</th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> </tr> <tr> <td>被害金額</td> <td>1,210</td> <td>897</td> <td>800</td> <td>188</td> <td>1,665</td> <td>1,669</td> <td>1,688</td> <td>-</td> <td>162</td> <td>1,019</td> </tr> <tr> <th>年度</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2(速報値)</th> <th></th> <th></th> </tr> <tr> <td>被害金額</td> <td>1,464</td> <td>1,846</td> <td>1,560</td> <td>1,346</td> <td>1,541</td> <td>1,394</td> <td>2,333</td> <td>1,702</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>森林被害は年度による変動が大きいですが、多い年は数千万円の被害が発生している。</p> <p>県内の森林被害額</p> <p>(単位:千円)</p> <table border="1" data-bbox="1003 1459 2018 1596"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被害額</td> <td>2,169</td> <td>1,138</td> <td>540</td> <td>0</td> <td>598</td> <td>65</td> <td>408</td> </tr> <tr> <th>年度</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> </tr> <tr> <td>被害額</td> <td>0</td> <td>1,324</td> <td>1,098</td> <td>3,912</td> <td>405</td> <td>3,916</td> <td>5,862</td> </tr> </tbody> </table> <p>毎年度、各地方振興事務所や県内各市町村を対象に担当者会議を開催し、本計画を含め、本県における野生鳥獣対策について周知を図った。</p> <p>また、鳥獣被害防止総合対策交付金等を活用し、わな購入や電気柵の設置に対して補助を行ったほか、モデル集落での被害防止対策に関する勉強会の開催や被害対策に係る研修会を開催した。</p> <p>そのほか、県農業部局では各普及センターに地域的な鳥獣害対策を支援する鳥獣害担当職員を配置し、鳥獣被害対策の普及・指導に努め、土木部局では雑草が繁茂する 6 月から 8 月中旬までの期間、毎年度路肩部分の除草を行った。</p>	年度	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	被害金額	150	50	0	559	100	0	40	161	400	1,170	年度	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	被害金額	1,210	897	800	188	1,665	1,669	1,688	-	162	1,019	年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2(速報値)			被害金額	1,464	1,846	1,560	1,346	1,541	1,394	2,333	1,702			年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	被害額	2,169	1,138	540	0	598	65	408	年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	被害額	0	1,324	1,098	3,912	405	3,916	5,862	<p>●継続</p> <p>鳥獣被害防止特措法に基づく鳥獣被害防止総合対策交付金や宮城県独自の課税であるみやぎ環境税活用事業も図りながら、引き続き被害防除のための施策を推進していく。</p> <p>また、土木部門が所管する道路環境管理作業(除草作業等)等についても、引き続き適正な時期に実施していく。</p>
年度	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14																																																																																										
被害金額	150	50	0	559	100	0	40	161	400	1,170																																																																																										
年度	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24																																																																																										
被害金額	1,210	897	800	188	1,665	1,669	1,688	-	162	1,019																																																																																										
年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2(速報値)																																																																																												
被害金額	1,464	1,846	1,560	1,346	1,541	1,394	2,333	1,702																																																																																												
年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25																																																																																													
被害額	2,169	1,138	540	0	598	65	408																																																																																													
年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2																																																																																													
被害額	0	1,324	1,098	3,912	405	3,916	5,862																																																																																													

現計画	達成状況	新計画策定方針																																																																																																																																																																										
<p>8 生息地の適正管理</p> <p>耕作放棄地や伐採・風倒木地は草本類が繁茂しニホンジカに豊富な食糧を提供し、その結果、妊娠率の向上や死亡率の低下による個体数の増加を招いていることから、被害地とは認識されていない耕作放棄地等を適切に管理する必要がある。現在のところ本県では鳥獣被害軽減の視点に立った取組はまだまだ少ないが、今後、鳥獣被害防止特措法等の活用を含め、これら耕作放棄地等の管理や利用方法について多方面から検討を行うこととする。また、森林の皆伐跡地はニホンジカの格好のエサ場となるため、大面積の皆伐を希望する森林所有者に対して、間伐又は段階的な小面積皆伐を働き掛けるものとする。</p>	<p>計画対象区域の市町村が毎年度作成する実施計画や、鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画等を通じて市町村の取り組み状況を把握するとともに、鳥獣被害防止総合対策交付金による補助など、支援策の調整に努めた。</p> <p>また、林業部局においては補助金等を活用して防鹿柵の設置や忌避剤の塗布を支援し、シカ被害に対応した森林の再生林を進めた。</p>	<p>●継続</p> <p>鳥獣被害防止総合対策交付金や宮城県の独自課税であるみやぎ環境税事業等の活用も図りながら、引き続き生息地管理のための施策を推進していく。</p>																																																																																																																																																																										
<p>9 資源活用及び残渣の適正処理</p> <p>ニホンジカは、農林業被害など負の影響をもたらす一方、狩猟対象鳥獣として人気が高く、また、資源価値の高い生き物でもある。</p> <p>一方、本県では一部においてニホンジカを資源とした活用事例はあるものの、捕獲者による自家消費や埋設処理が中心となっている。</p> <p>現在、東日本大震災に伴う原子力発電所事故により、野生鳥獣肉に対する放射性物質の影響が出ているが、モニタリング調査を継続的に実施しながら、有効に活用することを検討していくものとする。また、捕獲したニホンジカの残さについては林地等に放置することなく、やむを得ず生態系に影響を及ぼさない方法で埋設する場合を除き、原則として持ち帰り、適正に処理することとする。</p> <p>なお、今後、更に捕獲頭数は増加するものと想定されることから、市町村や猟友会等関係機関と連携し、埋設処分する場合の場所の確保及び残さの解体施設や焼却処理施設等の設置について検討するものとする。</p>	<p>平成 29 年度に県内の複数市町村で基準値を超える検体が検出されたことから、シカ肉については県内全域で出荷制限指示が出されているところであるが、県内 3 施設については全頭検査を前提として出荷が認められている（これまでに基準値を超過した例はない。）。</p> <p>また、有害鳥獣捕獲等で捕獲したニホンジカから検体を採取し、モニタリング調査を継続的に実施している。令和元年度以降、基準値を超過した例はない。</p> <table border="1" data-bbox="1003 888 2015 1192"> <caption>野生鳥獣の肉の放射性物質検査結果（モニタリング調査分）</caption> <thead> <tr> <th rowspan="2">鳥獣名</th> <th rowspan="2">市町村名</th> <th colspan="4">平成28年度</th> <th colspan="4">平成29年度</th> <th colspan="4">平成30年度</th> <th colspan="4">令和元年度</th> <th colspan="4">令和2年度</th> </tr> <tr> <th>検体数</th> <th>基準超え</th> <th>率</th> <th>変動</th> <th>検体数</th> <th>基準超え</th> <th>率</th> <th>変動</th> <th>検体数</th> <th>基準超え</th> <th>率</th> <th>変動</th> <th>検体数</th> <th>基準超え</th> <th>率</th> <th>変動</th> <th>検体数</th> <th>基準超え</th> <th>率</th> <th>変動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">ニホンジカ</td> <td>栗原市</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>1</td> <td>100.0%</td> <td>↑</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>100.0%</td> <td>→</td> <td>1</td> <td></td> <td>0.0%</td> <td>→</td> <td>1</td> <td></td> <td>0.0%</td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>石巻市</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>0.0%</td> <td>→</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>0.0%</td> <td>→</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td>0.0%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>女川町</td> <td>9</td> <td>0</td> <td>0.0%</td> <td>→</td> <td>12</td> <td>0</td> <td>0.0%</td> <td>→</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>4</td> <td></td> <td>0.0%</td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>登米市</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>0.0%</td> <td>→</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>3</td> <td></td> <td>0.0%</td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>気仙沼市</td> <td>9</td> <td>4</td> <td>44.4%</td> <td>↓</td> <td>12</td> <td>3</td> <td>25.0%</td> <td>↓</td> <td>2</td> <td></td> <td>0.0%</td> <td>↑</td> <td>4</td> <td></td> <td>0.0%</td> <td>→</td> <td>8</td> <td></td> <td>0.0%</td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>21</td> <td>4</td> <td>19.0%</td> <td>↓</td> <td>28</td> <td>4</td> <td>14.3%</td> <td>↓</td> <td>4</td> <td>1</td> <td>25.0%</td> <td>↓</td> <td>5</td> <td>0</td> <td>0.0%</td> <td>↓</td> <td>17</td> <td>0</td> <td>0.0%</td> <td>→</td> </tr> </tbody> </table> <p>有害捕獲等における残渣は、市町有地などに埋設場所を確保し、適切に処理しているが、捕獲数が増加している現状を鑑み、処理施設の設置について検討している市町村もある。</p>	鳥獣名	市町村名	平成28年度				平成29年度				平成30年度				令和元年度				令和2年度				検体数	基準超え	率	変動	検体数	基準超え	率	変動	検体数	基準超え	率	変動	検体数	基準超え	率	変動	検体数	基準超え	率	変動	ニホンジカ	栗原市					1	1	100.0%	↑	1	1	100.0%	→	1		0.0%	→	1		0.0%	→	石巻市	3	0	0.0%	→	3	0	0.0%	→									1		0.0%		女川町	9	0	0.0%	→	12	0	0.0%	→									4		0.0%	→	登米市										1	0.0%	→						3		0.0%	→	気仙沼市	9	4	44.4%	↓	12	3	25.0%	↓	2		0.0%	↑	4		0.0%	→	8		0.0%	→	小計	21	4	19.0%	↓	28	4	14.3%	↓	4	1	25.0%	↓	5	0	0.0%	↓	17	0	0.0%	→	<p>●拡充</p> <p>食肉処理加工施設における全頭検査及びモニタリング調査は継続して実施する。</p> <p>また、解体処理施設、焼却処理施設や減容化処理施設等の設置に関し、活用できる交付金などの支援策について引き続き情報提供を行っていく。</p> <p>その他、ニホンジカの体表、血液等との接触で注意すべき人獣共通感染症への注意喚起について記載を拡充する。</p>
鳥獣名	市町村名			平成28年度				平成29年度				平成30年度				令和元年度				令和2年度																																																																																																																																																								
		検体数	基準超え	率	変動	検体数	基準超え	率	変動	検体数	基準超え	率	変動	検体数	基準超え	率	変動	検体数	基準超え	率	変動																																																																																																																																																							
ニホンジカ	栗原市					1	1	100.0%	↑	1	1	100.0%	→	1		0.0%	→	1		0.0%	→																																																																																																																																																							
	石巻市	3	0	0.0%	→	3	0	0.0%	→									1		0.0%																																																																																																																																																								
	女川町	9	0	0.0%	→	12	0	0.0%	→									4		0.0%	→																																																																																																																																																							
	登米市										1	0.0%	→						3		0.0%	→																																																																																																																																																						
	気仙沼市	9	4	44.4%	↓	12	3	25.0%	↓	2		0.0%	↑	4		0.0%	→	8		0.0%	→																																																																																																																																																							
	小計	21	4	19.0%	↓	28	4	14.3%	↓	4	1	25.0%	↓	5	0	0.0%	↓	17	0	0.0%	→																																																																																																																																																							
<p>10 その他保護管理のために必要な事項</p> <p>(1) 広域連携</p> <p>本計画の対象となるニホンジカの生息域は県内でも限られた地域であるが、生息域が拡大しているため、県及び関係市町が情報共有・連携を行いながら効率的な捕獲及び被害防除対策を行っていく。また、県北・県南からの侵入が危ぶまれることから、隣接県との情報交換など連携を図っていくものとする。</p>	<p>平成 30 年度及び令和元年度に、東北地方環境事務所が事務局となって「東北地方ニホンジカ勉強会」を開催し、東北各県のニホンジカ生息状況や被害対策について意見交換を行った（令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染拡大により中止）。</p> <p>また、令和 2 年度には、東北農政局が主体となって岩手・宮城県境ニホンジカ対策連絡会が開催された（宮城県気仙沼市及び岩手県陸前高田市が参加）。</p> <p>令和 3 年度も東北農政局が主体となって、上記 2 市を対象に農地区画情報（筆ポリゴン※）を活用した鳥獣被害対策実証事業を実施している。</p> <p>また、市町村が実施する有害鳥獣捕獲と県が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業について、関係市町村と調整を図り、適切にすみ分けながら捕獲に努めている。</p> <p>（※筆ポリゴン：全国の土地を隙間なく 200 メートル四方（北海道は、400 メートル四方）の区画に区分し、そのうち耕地が存在する約 290 万区画について衛星画像等をもとに筆ごとの形状に沿って作成した農地の区画情報）</p>	<p>●継続</p> <p>岩手県のほか、県南は福島県からの侵入が危ぶまれることから、東北各県と情報交換を行い、連携・情報共有を図っていく。</p>																																																																																																																																																																										

現計画	達成状況	新計画策定方針
<p>(2) 調査研究</p> <p>本計画の策定には不確定要素が多く含まれている。このため計画の推進には、科学的・計画的なモニタリングが必要不可欠である。</p> <p>生息頭数、捕獲頭数及び被害発生状況等について、モニタリング調査を継続的に実施し、データの蓄積を行うとともに、計画の進行状況を適切に検討・評価し、必要に応じて計画の見直しを行う。</p> <p>① 生息状況の把握</p> <p>国の指定管理鳥獣捕獲等事業を活用し生息頭数等の調査を行うほか、林業技術総合センターと連携し、植生調査や糞塊法調査等を実施し、生息状況の把握に努める。</p> <p>② 狩猟による捕獲頭数等の把握</p> <p>狩猟期間の捕獲情報を把握するため、狩猟者の協力を得て狩猟実態調査を実施する。</p> <p>狩猟登録者を対象として「ニホンジカ捕獲調書（狩猟用）」を配布し、捕獲月日、捕獲位置、捕獲方法及び個体情報を収集し、林業技術総合センターと連携して解析並びに今後の有害鳥獣捕獲等の事業に活用し、ニホンジカの管理に役立てる。</p> <p>③ 有害鳥獣捕獲等による捕獲頭数等の把握</p> <p>有害鳥獣捕獲や個体数調整時の捕獲情報を把握するため、市町村及び有害鳥獣捕獲隊の協力を得て有害鳥獣捕獲実態調査を実施する。</p> <p>「ニホンジカ捕獲調書（有害用）」により、捕獲年月日、捕獲位置、捕獲方法及び個体情報の収集し、林業技術総合センターと連携して解析し、今後の有害鳥獣捕獲等の事業に活用し、ニホンジカの管理に役立てる。</p> <p>④ 被害状況の把握</p> <p>計画目標の評価の指標となる被害状況については、関係機関の協力の下、被害発生場所、被害作物、被害規模等について定量的な情報の把握に努め、今後の有害鳥獣捕獲等の事業に活用し、ニホンジカの管理に役立てる。</p>	<p>① 生息状況の把握</p> <p>平成 27 年度以降、指定管理鳥獣捕獲等事業を活用して糞塊調査及び区画法調査を継続して実施し、それらの調査結果を基に階層ベイズ法で生息数の推定を行っている。</p> <p>また、林業技術総合センターにおいても糞塊調査や植生調査を実施しているほか、誘引捕獲等、効率的な捕獲方法に関する調査研究を実施している。</p> <p>② 狩猟による捕獲頭数等の把握</p> <p>狩猟登録者を対象に、狩猟者登録証返納と同時に出猟カレンダーを回収し、銃猟目撃効率、銃猟捕獲効率やわな猟捕獲効率等の解析を行った。</p> <p>③ 有害鳥獣捕獲による捕獲頭数等の把握</p> <p>平成 29 年度以降、四半期毎に市町村から有害鳥獣捕獲頭数の聞き取り調査を実施し、ニホンジカ捕獲状況の迅速な把握を行った。</p> <p>④ 被害状況の把握</p> <p>農業被害や林業被害について、毎年度、関係市町村から被害作物、被害量、被害金額の集計を実施し、被害状況の把握を行った。</p>	<p>●継続</p> <p>引き続き、各種データの収集・蓄積を行い、計画の進行状況を適切に検討・評価する。</p> <p>狩猟における出猟カレンダーについては記載に不備が多いことから、より正確な情報を収集できるような様式について検討を行う。</p> <p>また、ニホンジカの捕獲の大半を占める有害鳥獣捕獲において出猟カレンダーのデータが無いことから、協力が得られる市町村を対象に、出猟カレンダーの提供について検討を行う。</p>
<p>(3) 計画の検証</p> <p>前述の調査研究の結果を踏まえながら、宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会及び同ニホンジカ部会において生息状況や各種取組の進捗・成果の評価・検討を行い、必要に応じて管理目標及び管理方策の見直しを行う。</p>	<p>評価委員会及びシカ部会において検討・評価を行い、見直しを実施した。</p>	<p>●継続</p> <p>引き続き、評価委員会及びシカ部会において検討・評価を行い、必要に応じて計画の見直しを行う。</p>
<p>(4) 計画の推進体制</p> <p>本計画の推進に当たっては、地域住民はもとより、県及び市町村の行政機関、狩猟団体、農林業団体等幅広い関係者の理解と協力が不可欠である。そのため、関係機関が相互に連携・協力できる体制の整備を図る。</p> <p>また、県及び市町村が行う被害防除対策や研修会について、市町村間で情報の共有化を図るとともに、効果的な取組については、その普及や施策への反映を行う。</p>	<p>毎年度、各地方振興事務所や県内各市町村を対象に担当者会議を開催し、本計画を含め、本県における野生鳥獣対策について周知を図った。</p> <p>また、各市町村が作成する鳥獣被害防止計画について、県が作成する特定鳥獣管理計画と整合するよう助言、調整を図った。</p> <p>おって、農政部局と連携してニホンジカ対策に係る研修会等を開催し、被害防除対策や捕獲技術への周知・普及を行った。</p>	<p>●継続</p> <p>引き続き、関係機関と継続して協力していく体制整備を図る。</p>

